

☆☆ 新型コロナウイルス感染症ニュース 第43号 号外 2020.11.26 ☆☆

医師あるいはスタッフが感染した場合の事業持続計画 (BCP)

新型コロナウイルス感染症の広がりによってもない医療機関の診療継続に支障をきたす可能性があります。地域医療を守るために、各医療機関で診療継続のための事前計画が不可欠です。

その目的は

- 自分自身とスタッフの命と健康を守ること
- 地域医療を守るため診療を継続すること
- スタッフの雇用を守ること

クリニック内で感染者・濃厚接触者が発生したとき

A 医師が感染者：

本人は入院・ホテル隔離療養。スタッフが無事（濃厚接触者でない）なら代診で対応可能。

B スタッフが感染者：

本人は入院・ホテル隔離療養。他のスタッフが濃厚接触者の場合2週間自宅待機。

院内で感染者が発生した場合は院内接触場所をアルコール等で消毒

C 医師が濃厚接触者：

本人は2週間自宅待機。スタッフが無事なら代診で対応可能。

D スタッフが濃厚接触者：

本人は2週間自宅待機。他のスタッフは勤務可能。

つまり、**院内で濃厚接触者を出さない対策が必要**です。濃厚接触者かどうかの判断は保健所が行います。濃厚接触者であった場合はPCR検査等で陰性であっても2週間の自宅待機要となります。

濃厚接触者とならないために必要な対策

- 1) 業務中は常にマスク着用等感染対策を徹底する。
- 2) 休憩室・食事時の感染予防：パーティションを設ける、時間差休憩など、時間空間の分離。
- 3) 同居家族に濃厚接触者が出た段階で可能な限り自宅待機、または自己隔離する。

診療継続のために必要な対策

- 1) 代診医師の確保と、休業補償の検討
- 2) スタッフ減少時における業務分担の検討、業務補完するスタッフの確保
- 3) スタッフ感染確認(PCR検査等)の手順・方法確認(自院で検査できるのがベスト)
- 4) 休憩室・食事時における感染対策(時間空間の分離)、手指消毒・環境消毒の徹底
- 5) スタッフとスタッフ同居家族の健康状態・行動歴の把握
- 6) スタッフとスタッフ同居家族感染時の明確な休業基準作成・連絡網の整備

参考資料

[中小企業BCP策定運用指針 \(https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/\)](https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/)

[新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度 | 公益財団法人日本医療機能評価機構 \(https://jcqhc.or.jp/w-comp\)](https://jcqhc.or.jp/w-comp)

(文責; 草刈千賀志)

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX:022-267-5193

メール:sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp